



ピチピチ 消費生活だより

令和5年2月号

こんにちは! 岡山市消費生活センターです!
今月1日より新たに、『消費生活相談フォームによる相談』を開始しました。電話や来所によるご相談だけでなく、こちらもぜひご利用ください。
今月も、身近な情報をお届けしますので、ご家族やご友人の間で話題にしていだければと思います。

【事例】

市役所の保険課を名乗る電話があり、「介護保険料の還付金が3万円位あるが申出の期限が過ぎているので電話をしている。ATMに行けば、現金で還付するので今すぐ行ってください」と言われた。

確認するといい電話を切ったが、本当に市役所からの電話だったのだろうか?



※消費者庁イラスト集より

【ひとことアドバイス】

- ★市役所には現在、保険課という名称の部署はありません。
- ★還付金詐欺の電話と思われるため、確認するといい自分から電話を切った対応は良かったと思われます。
- ★市役所などの公的機関が還付金受け取りのためにATM操作を行うよう電話をすることはありません。
- ★ATMという言葉が出た段階で、こちらから電話を切るようにしてください。
- ★不審な電話には絶対に話に乗らないようにしましょう。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月~金曜日 9時~16時

(祝日・年末年始除く)

消費生活相談
フォームによる
ご相談は
こちらから→

